

余剰電力売却仕様書

1. 概 要

- (1) 件 名 くりりんセンター余剰電力売却
- (2) 供給場所 帯広市西24条北4丁目1番地5 くりりんセンター
- (3) 発電設備 廃棄物の焼却施設
- 出力：蒸気タービン発電機 7,000kW
- ガスタービン発電機 1,600kW

- (4) 供給電気方式等

- | | |
|---------------|-------------|
| ア 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| イ 供給電圧 (標準電圧) | 60, 000V |
| ウ 計量電圧 (標準電圧) | 60, 000V |
| エ 標準周波数 | 50Hz |

- (5) 供給地点

北海道電力株式会社の北芽室 1 号線第 3 4 号鉄塔より引き込みの十勝圏複合事務組合（以下「甲」という。）所有のくりりんセンター敷地内 6 6 k V 開閉所に施設した甲の受電用断路器送電側端子

- #### (6) 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

供給地点に同じ

2. 売却仕様

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 売却期間 | 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで |
| (2) 契約方法 | 単価契約 |

- ### (3) 売却電力量区分

期間区分	
夏 季	7月1日から9月末日
冬 季	12月1日から2月末日
その他季	夏季・冬季以外

- (4) 予定売却電力量

夏 季	5, 0 5 3, 8 5 7 kWh
冬 季	4, 6 3 4, 1 2 5 kWh
その他季	1 0, 3 8 1, 2 3 3 kWh
合 計	2 0, 0 6 9, 2 1 5 kWh

- (5) 売却電力量の計量及び検針

- ア 電力の売却に対する代金（以下「電力料金」という。）の算定に必要な売却電力量の計量

は、甲の供給場所に設置された取引用電力量計により行うものとする。

イ 毎月の売却電力量の計量期間は、毎月の1日0時から末日24時までの期間とする。

ウ 電力量の検針は、供給者が第1項の電力量計で計量し、その結果を受給者に速やかに通知するものとし、受給者はその内容を速やかに確認する。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲および電力購入者（以下「乙」という。）が協議して決定するものとする。

（6）電力料金の算定及び支払

ア 乙が甲に毎月支払う電力料金は、（5）で計量された売却電力量に契約単価を乗じて得た額（単位は1円とし、その端数は切り捨てる。）とする。

イ 甲は、前項により算定された電力料金を請求書（納入通知書）により検針日の属する月の10日までに乙に請求し、乙は同月末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日（以下「支払期限」という。））に支払うものとする。

3. その他

（1）権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（2）新エネルギー発電設備の廃止

本発電設備は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）」（以下「旧RPS法」という。）における新エネルギー等発電設備廃止の届出を行なっていることから、売電電力は旧RPS法第2条第3項に基づく新エネルギー等電気相当量を含まないものとする。

（3）再生可能エネルギー発電設備認定の終了

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項により認定された本発電設備の調達期間は、平成29年6月30日に終了している。

（4）売電電力量の増減等

契約期間中に甲の施設において発電した余剰電力量は、甲が仕様書で示した予定売却電力量を上回り、または下回ることができる。

（5）発電計画と実績の差分電力量（インバランス）

乙は、当該発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続及び費用の負担を負うものとする。また、その費用は契約単価に含むものとし、別途インバランスに係る精算は実施しない。

（6）接続供給契約

ア 余剰電力の供給のために別途乙と北海道電力株式会社の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で北海道電力株式会社と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ 甲は発電者として接続供給契約を遵守する。

ウ 甲は、乙が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

エ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担するものとする。

(7) 通信設備等の設置

ア 北海道電力株式会社との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

イ 通信設備等の設置場所は、甲乙協議して場所を選定し甲が提供するものとする。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

エ 通信用装置の電源は無償とする。

(8) 発電側基本料金

ア 電力・ガス取引監視等委員会（電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の2の規定により経済産業省に設置）において検討されている発電側課金が売却期間内に導入された場合は、併せて国が示すこととしているガイドラインに基づき、甲及び乙は発電側課金の転嫁に係る契約変更の協議を行い、必要な額を電力量料金に転嫁するものとする。

イ 発電側課金の支払や請求方法については、発電側課金の詳細が未定であるため、今後、一般送配電事業者が定める約款等による。

(9) ガスタービン運転実績

ガスタービン発電電力は、主に整備期間に所内用として使用され、令和4年度の発電量実績は88,920kWhである。

(10) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに従うものとし、甲乙協議により定める。

(11) 添付資料

別紙	令和4年度	月別余剰電力量実績
	令和6年度	月別余剰電力量（予定）